

令和2年12月

伊那市議会定例会議案
関係資料

令和2年11月27日

令和 2 年 1 2 月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第 1 号・第 2 号関係資料	給与改定等の概要について……………	4
議案第 1 号関係資料(1)	伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）……………	6
議案第 1 号関係資料(2)	伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第 2 条関係）……………	7
議案第 1 号関係資料(3)	伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 3 条関係）……………	8
議案第 1 号関係資料(4)	伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 4 条関係）……………	9
議案第 1 号関係資料(5)	伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第 5 条関係）……………	10
議案第 2 号関係資料(1)	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）……………	11
議案第 2 号関係資料(2)	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 2 条関係）……………	12
議案第 4 号関係資料(1)	市営住宅若宮団地 A 棟建築工事説明資料……………	13
議案第 4 号関係資料(2)	市営住宅若宮団地 A 棟建築工事配置図……………	14
議案第 4 号関係資料(3)	市営住宅若宮団地 A 棟建築工事平面図……………	15
議案第 4 号関係資料(4)	市営住宅若宮団地 A 棟建築工事立面図……………	16
議案第 5 号関係資料	竜北地域交流センター（仮称）建設建築工事変更内容説明資料……………	17
議案第 6 号関係資料	令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西 2 工区）変更内容説明資料……………	18
議案第 7 号関係資料	字の区域変更位置図……………	19
議案第 8 号関係資料(1)	市道路線変更位置図……………	20
議案第 8 号関係資料(2)	市道路線変更位置拡大図……………	21
議案第 8 号関係資料(3)	市道路線変更位置図……………	22
議案第 8 号関係資料(4)	市道路線変更位置図……………	23
議案第 8 号関係資料(5)	市道路線変更位置拡大図……………	24

議案第 8 号関係資料(6)	市道路線変更位置図……………	25
議案第 8 号関係資料(7)	市道路線認定位置図……………	26
議案第 8 号関係資料(8)	市道路線認定位置図……………	27
議案第 8 号関係資料(9)	市道路線認定位置図……………	28
議案第 9 号関係資料	伊那中央行政組合規約新旧対照表……………	29
議案第10号関係資料(1)	伊那市国民健康保険税条例改正概要……………	30
議案第10号関係資料(2)	伊那市国民健康保険税条例新旧対照表……………	31
議案第11号関係資料	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表……………	33
議案第12号関係資料(1)	伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表……………	34
議案第12号関係資料(2)	伊那市道路占用料徴収条例新旧対照表……………	35
議案第12号関係資料(3)	伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表……………	36
議案第12号関係資料(4)	伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表……………	37
議案第14号関係資料	伊那農業公園条例新旧対照表……………	38

議案第1号・第2号関係資料

給与改定等の概要について

令和2年人事院勧告に準拠し、給与関係条例の改正を行う。

民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 一般職等の特別給

ア 令和2年12月期支給の期末手当の支給割合を次のように改める。

職員等区分	手当区分	12月期			改正後 年間支給割合
		現行	改正後	減少月数	
一般職	期末手当	1.30月	1.25月	0.05月	2.55月
一般職（特定幹部職員※）	期末手当	1.10月	1.05月	0.05月	2.15月
特定任期付職員	期末手当	1.7月	1.65月	0.05月	3.35月
特別職及び議会の議員	期末手当	1.7月	1.65月	0.05月	3.35月

※ 特定幹部職員 ＝ 部長級職員

<参考>

改正後 年間総支給割合 (期末手当・勤勉手当計)
4.45月
4.45月
3.35月
3.35月

イ 令和3年6月期及び12月期支給の期末手当支給割合を平準化する。

(2) 会計年度任用職員の期末手当

「伊那市一般職の職員の給与に関する条例」の規定を準用することとしている会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定は、翌年度4月から適用するものとする。

(3) 施行期日

(1)ア及び(2) 公布の日から施行

(1)イ 令和3年4月1日施行

【改正概要と関係条例相関表】

改 正 概 要		対応改正条例※
民間給与との較差に基づく給与改定		
一般職	期末手当支給割合の減	一般職等給与改正条例 第 1 条
	期末手当支給割合の 6 月期及び12月期の平準化	一般職等給与改正条例 第 2 条
特定任期付職員	期末手当支給割合の減	一般職等給与改正条例 第 3 条
	期末手当支給割合の 6 月期及び12月期の平準化	一般職等給与改正条例 第 4 条
会計年度任用職員	給与条例の期末手当の支給割合の改定は、会計年度任用職員については当該年度行わず、翌年度 4 月から適用	一般職等給与改正条例 第 5 条
特別職	期末手当支給割合の減	特別職給与改正条例 第 1 条
	期末手当支給割合の 6 月期及び12月期の平準化	特別職給与改正条例 第 2 条

※ 一般職等給与改正条例 = (議案第 1 号) 伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 特別職給与改正条例 = (議案第 2 号) 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第1号関係資料(1)

伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（期末手当の額） 第48条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（第52条第1項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 3～5 略	（期末手当の額） 第48条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（第52条第1項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 3～5 略

議案第1号関係資料(2)

伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（期末手当の額） 第48条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（第52条第1項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 3～5 略	（期末手当の額） 第48条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（第52条第1項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 3～5 略

議案第1号関係資料(3)

伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(給与に関する条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第39条第1項及び第48条第1項の規定の適用については、給与条例第39条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年伊那市条例第229号）第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第48条第1項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	(給与に関する条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第39条第1項及び第48条第1項の規定の適用については、給与条例第39条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年伊那市条例第229号）第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第48条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。

議案第1号関係資料(4)

伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（給与に関する条例の適用除外等） 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第39条第1項及び第48条第1項の規定の適用については、給与条例第39条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年伊那市条例第229号）第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第48条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。	（給与に関する条例の適用除外等） 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第39条第1項及び第48条第1項の規定の適用については、給与条例第39条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年伊那市条例第229号）第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第48条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。

議案第1号関係資料(5)

伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条関係）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 略 2～3 略	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 略 2～3 略 <u>4 給与条例第48条第1項に規定する期末手当基礎額に乘じる割合に改正があったときは、当該改正された割合は翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては従前の例によるものとする。</u>
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第25条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として、又は任用の事情により特に市長が規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第48条第1項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>市長が規則で定める割合</u>」と、同条第3項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員が、それぞれその基準日現在において受けるべき基本報酬の月額に相当する額として市長が定める額」と読み替え、給与条例第48条第1項中基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める割合は、次の各号のとおりとする。 (1)～(6)略 2～3 略	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第25条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として、又は任用の事情により特に市長が規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第48条第1項中<u>期末手当基礎額に乘じる割合は、市長が別に定め</u>、同条第3項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員が、それぞれその基準日現在において受けるべき基本報酬の月額に相当する額として市長が定める額」と読み替え、給与条例第48条第1項中基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める割合は、次の各号のとおりとする。 (1)～(6)略 2～3 略 <u>4 給与条例第48条第1項に規定する期末手当基礎額に乘じる割合に改正があったときは、当該改正された割合は翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては従前の例によるものとする。</u>

議案第2号関係資料(1)

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
第3条 略 2 常勤の職員の手当は、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号。以下この項において「条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、条例第48条第1項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、同項の期末手当基礎額は、基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。	第3条 略 2 常勤の職員の手当は、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号。以下この項において「条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、条例第48条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、同項の期末手当基礎額は、基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。
(期末手当の額) 第8条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当の額) 第8条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

議案第2号関係資料(2)

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

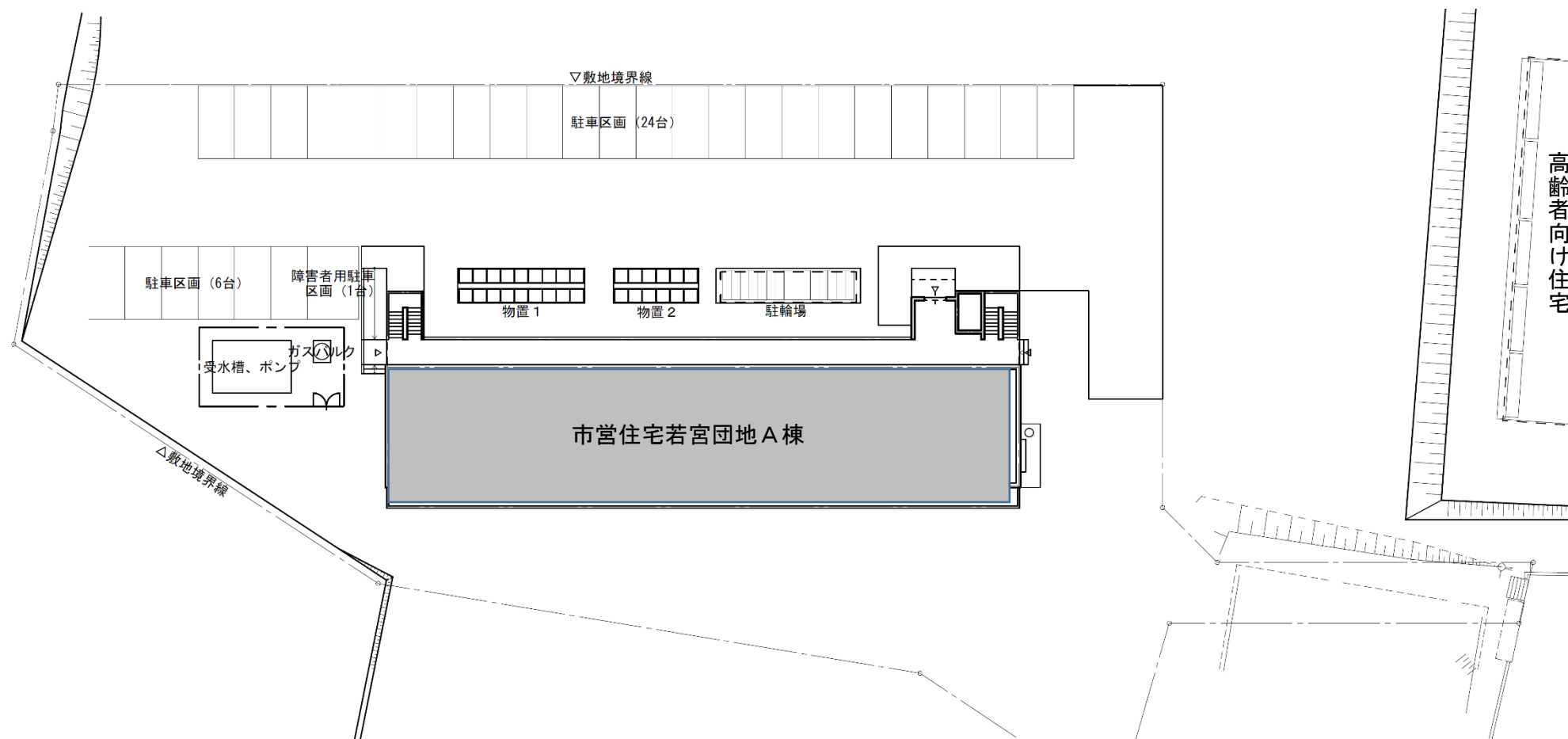
（傍線の部分は改正部分）

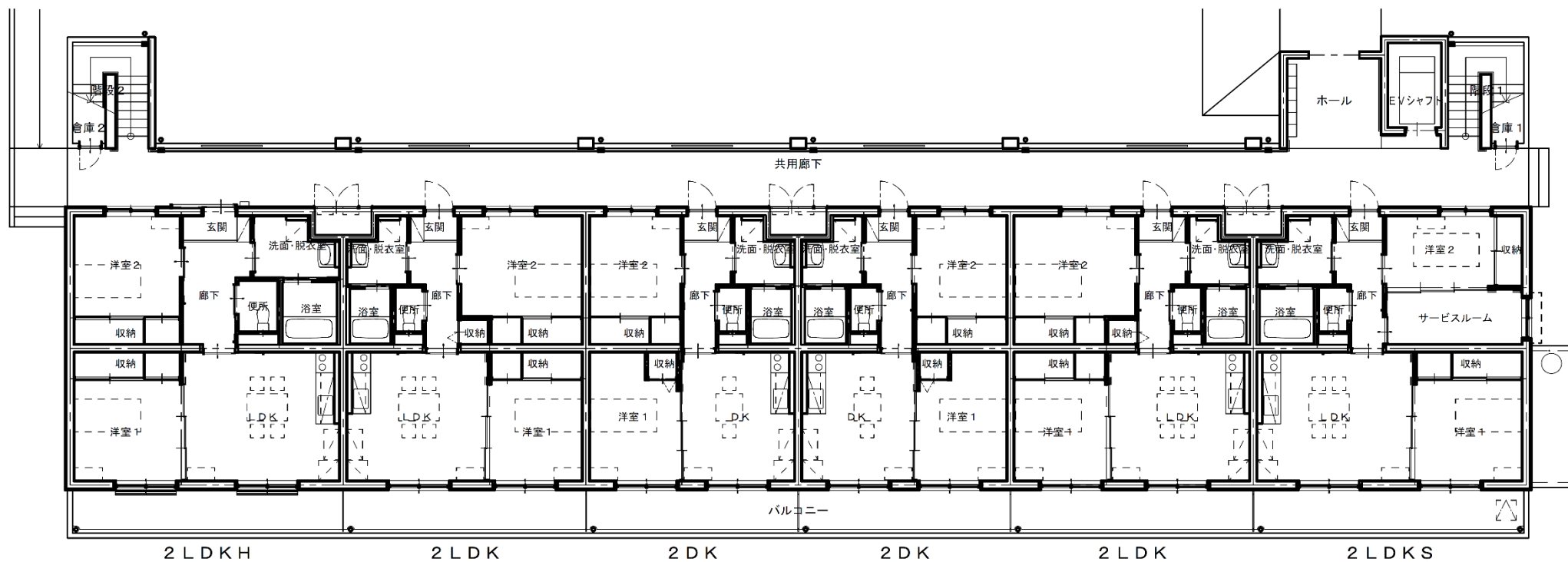
旧	新
第3条 略 2 常勤の職員の手当は、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号。以下この項において「条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、条例第48条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、同項の期末手当基礎額は、基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。	第3条 略 2 常勤の職員の手当は、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号。以下この項において「条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、条例第48条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、同項の期末手当基礎額は、基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。
（期末手当の額） 第8条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	（期末手当の額） 第8条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

議案第4号関係資料(1)

市営住宅若宮団地A棟建築工事説明資料

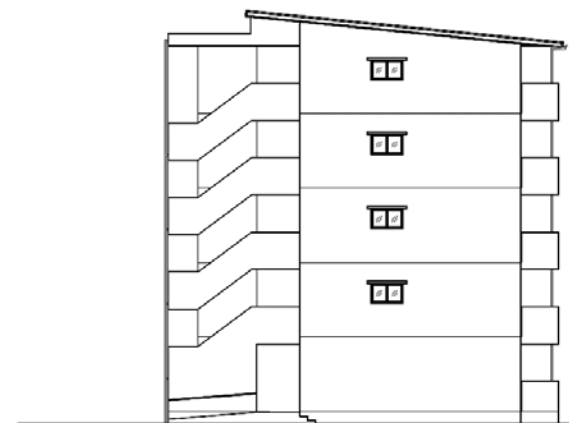
工 事 名	市 営 住 宅 若 宮 団 地 A 棟 建 築 工 事			
工種、金額 及 び 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	建 築 工 事	5 0 4 , 9 0 0 , 0 0 0 円 (内消費税 4 5 , 9 0 0 , 0 0 0 円)		宮下・池田特定建設工事共同企業体 代表構成員 宮下 金俊
	電 気 設 備 工 事	5 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (内消費税 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円)		宮原電気工事株式会社 代表取締役 宮原 雄一朗
	機 械 設 備 工 事	1 1 7 , 7 0 0 , 0 0 0 円 (内消費税 1 0 , 7 0 0 , 0 0 0 円)		廣瀬建設工業株式会社 代表取締役 唐木 和世
	合 計	6 7 7 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (内消費税 6 1 , 6 0 0 , 0 0 0 円)		
工 事 概 要	構 造 鉄筋コンクリート造り 5階建て 延べ床面積 1,875.69㎡ 仕 様 全30戸 2DK（10戸）、2LDK（10戸）、2LDKS（9戸）、2LDKH（1戸 障害者対応） 廊下、バルコニー、屋外階段、昇降機、外物置、駐輪場ほか 特 記 事 項 上伊那地域産木材使用（居室の壁）、太陽光発電設備			
工 事 期 間	契約の日から令和4年1月14日まで			
予 算	総事業費 （継続費）	7 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円	主な財源	社会資本整備総合交付金（交付率2分の1） 公営住宅建設事業債（充当率100%、交付税算入なし）







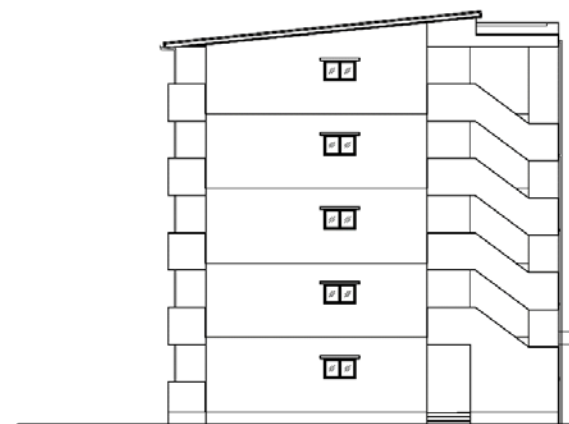
南 側



西 側



北 側



東 側

議案第5号関係資料

竜北地域交流センター（仮称）建設建築工事変更内容説明資料

工 事 名	竜 北 地 域 交 流 セ ン タ ー （ 仮 称 ） 建 設 建 築 工 事			
工種、金額 及 び 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	建 築 工 事	変更前の契約金額	6 8 9 , 7 0 0 , 0 0 0 円 (内消費税 6 2 , 7 0 0 , 0 0 0 円)	西武・清野特定建設工事共同企業体 代表構成員 春日 貞秋
		変更後の契約金額	7 1 2 , 5 4 7 , 0 0 0 円 (内消費税 6 4 , 7 7 7 , 0 0 0 円)	
		変 更 金 額	2 2 , 8 4 7 , 0 0 0 円 (内消費税 2 , 0 7 7 , 0 0 0 円)	
変更工事概要	1 基礎工事の予定箇所の直下から構造物が出土し、地盤改良工事が必要となったことによる変更（増工事） 2 施設管理予定者との協議による整備区分の変更（減工事）			
工 事 期 間	令和2年5月13日から令和3年3月31日まで			
主 な 財 源	社会資本整備総合交付金（交付率 対象事業費の40％） 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90％、交付税参入率50％）			

議案第6号関係資料

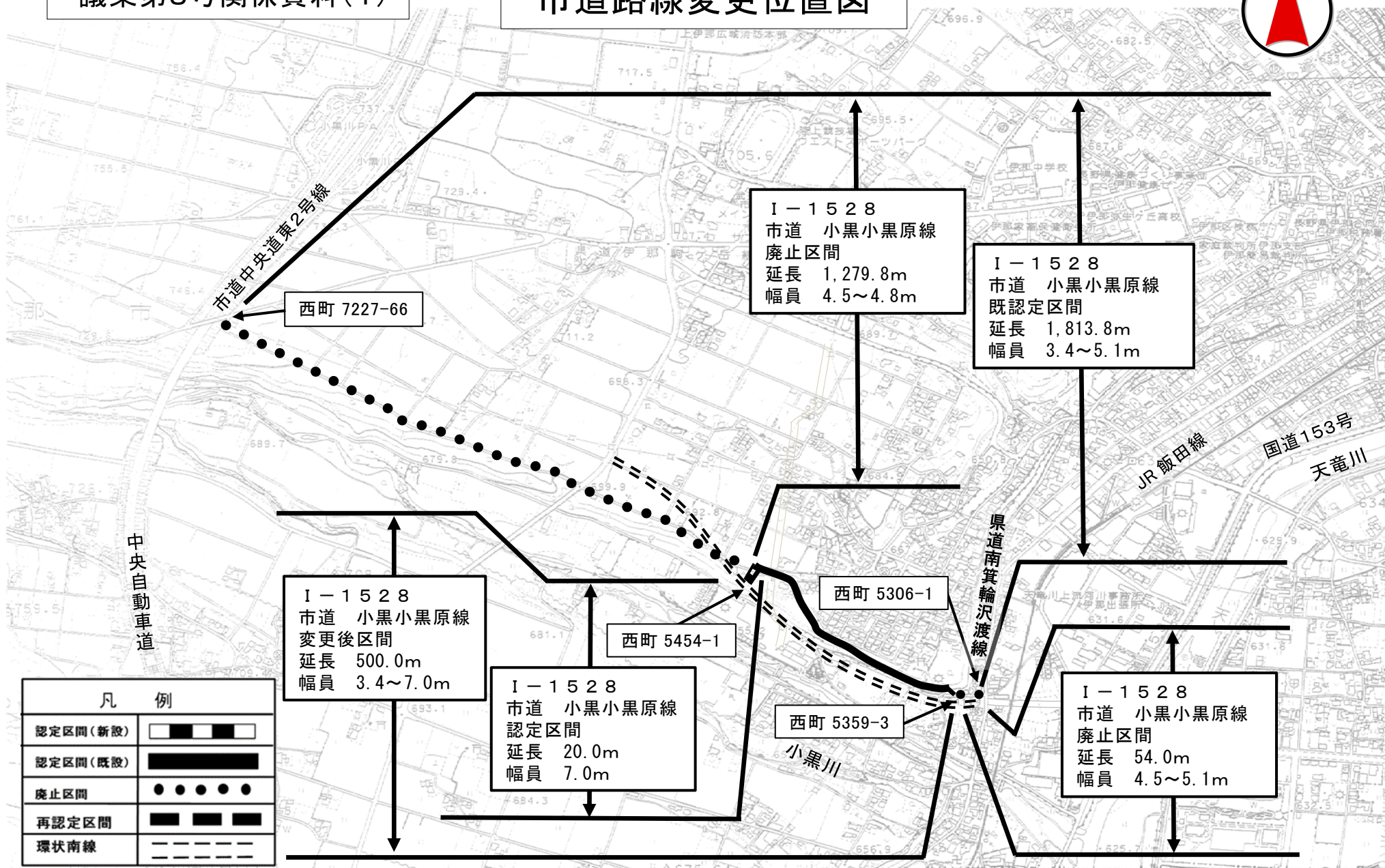
令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）変更内容説明資料

工 事 名	令 和 元 年 度 環 状 南 線 道 路 整 備 工 事 （ 小 黒 西 2 工 区 ）			
工種、金額 及 び 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	土木一式工事	変更前の契約金額	6 4 3, 5 0 0, 0 0 0 円 (内消費税 5 8, 5 0 0, 0 0 0 円)	池田・清野特定建設工事共同企業体 代表構成員 池田 幸平
		変更後の契約金額	6 9 0, 9 7 6, 0 0 0 円 (内消費税 6 2, 8 1 6, 0 0 0 円)	
		変 更 金 額	4 7, 4 7 6, 0 0 0 円 (内消費税 4, 3 1 6, 0 0 0 円)	
変更工事概要	1 舗装工事の増工 2 道路構造物の増工 3 工事個所周辺の交通を確保するための工事用道路の増工			
工 事 期 間	令和2年5月29日から令和3年3月26日まで			
主 な 財 源	社会資本整備総合交付金（交付率55%） 公共事業等債（充当率100%、交付税算入率50%）			



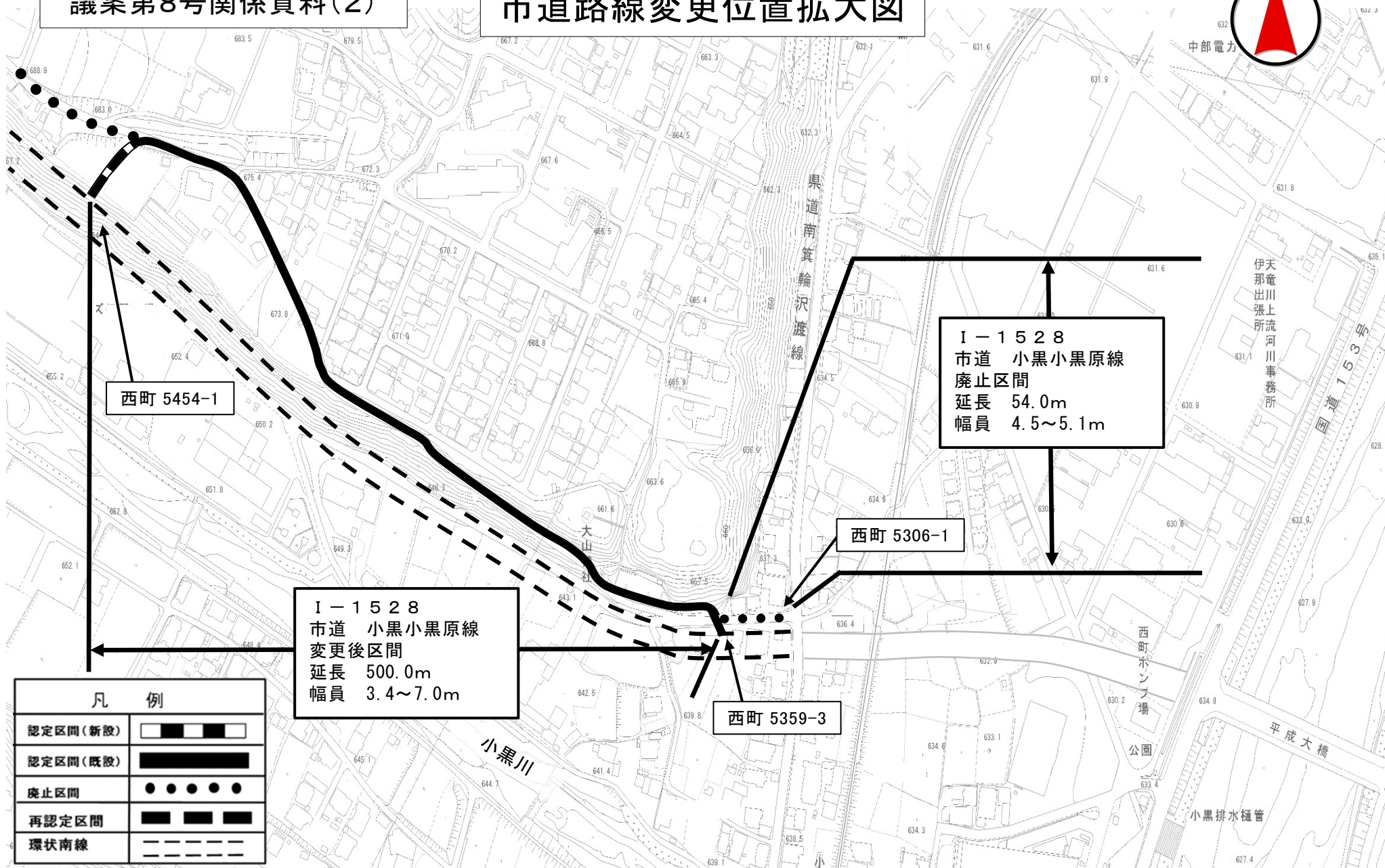
議案第8号関係資料(1)

市道路線変更位置図



議案第8号関係資料(2)

市道路線変更位置拡大図



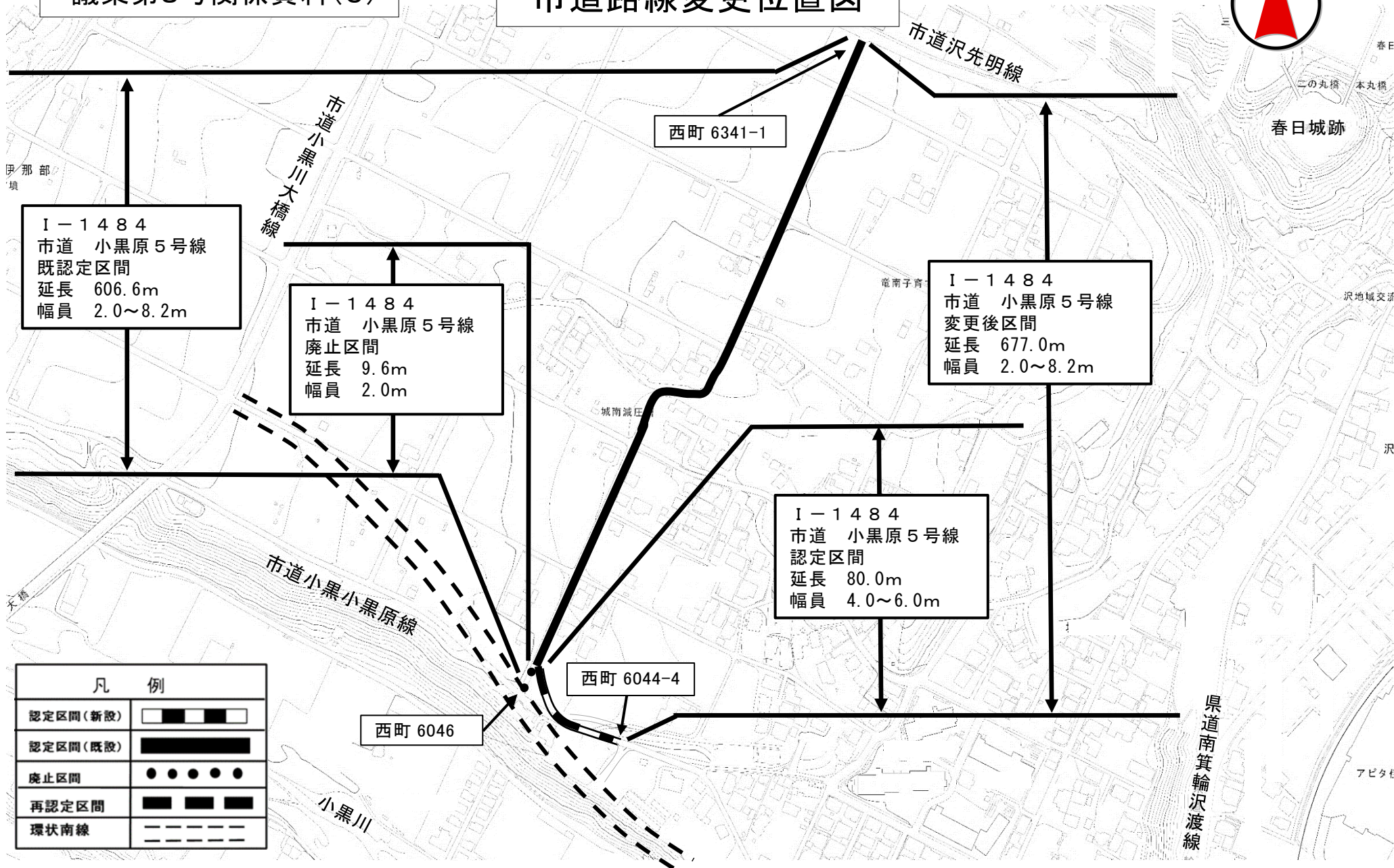
I-1528
市道 小黒小黒原線
廃止区間
延長 54.0m
幅員 4.5~5.1m

I-1528
市道 小黒小黒原線
変更後区間
延長 500.0m
幅員 3.4~7.0m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	
環状南線	

議案第8号関係資料(3)

市道路線変更位置図



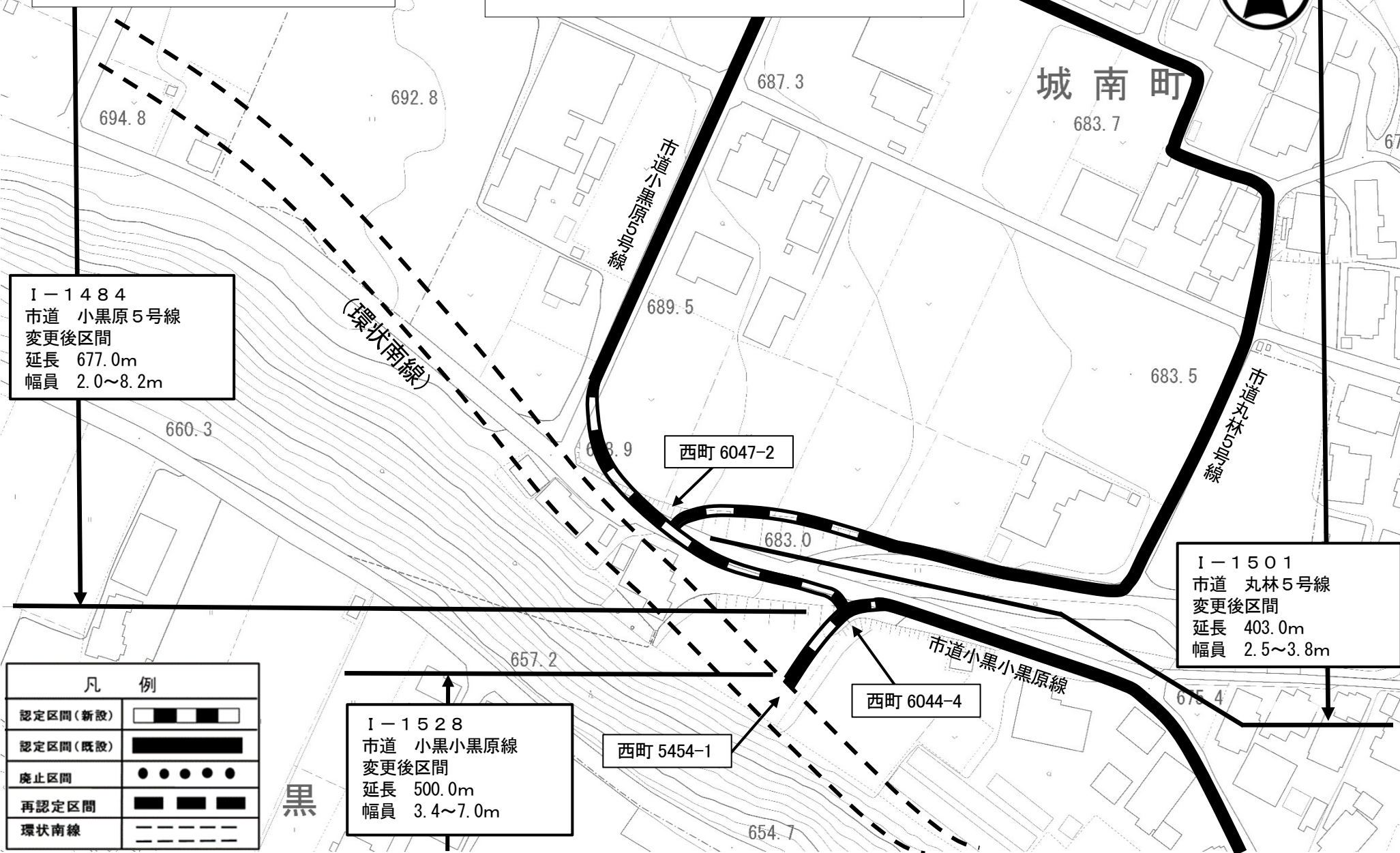
議案第8号関係資料(4)

市道路線変更位置図



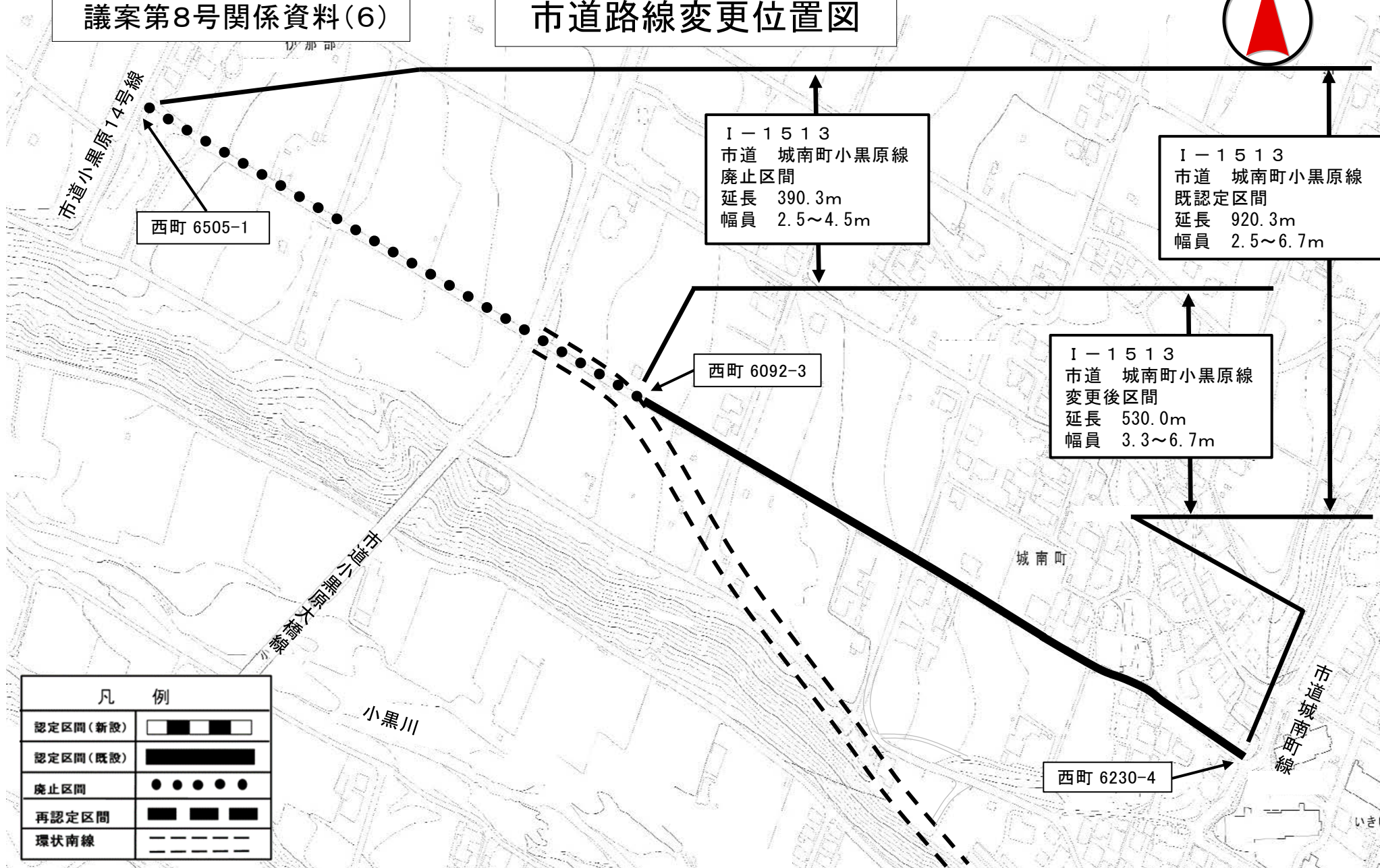
議案第8号関係資料(5)

市道路線変更位置拡大図



議案第8号関係資料(6)

市道路線変更位置図



I-1513
市道 城南町小黒原線
廃止区間
延長 390.3m
幅員 2.5~4.5m

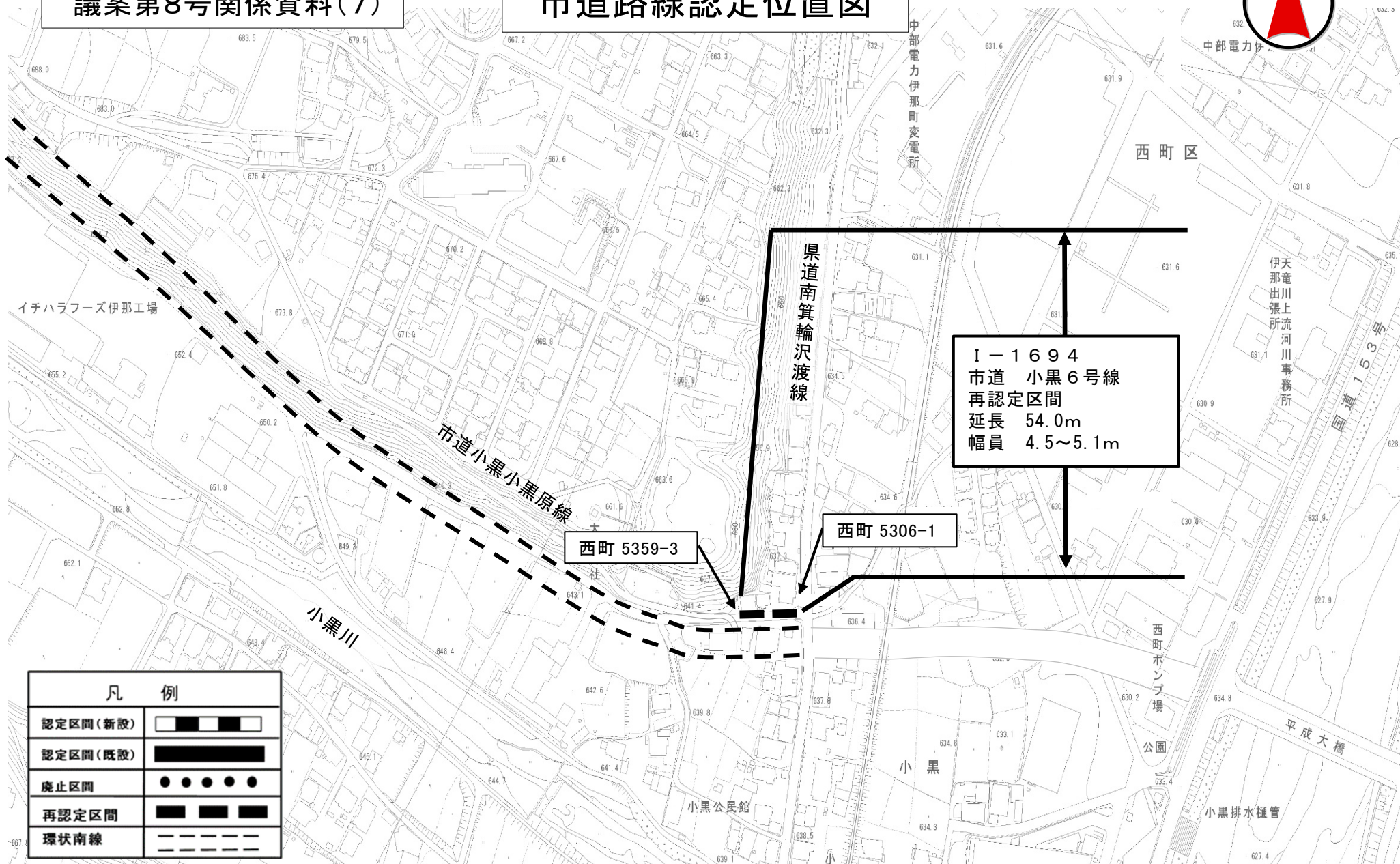
I-1513
市道 城南町小黒原線
既認定区間
延長 920.3m
幅員 2.5~6.7m

I-1513
市道 城南町小黒原線
変更後区間
延長 530.0m
幅員 3.3~6.7m

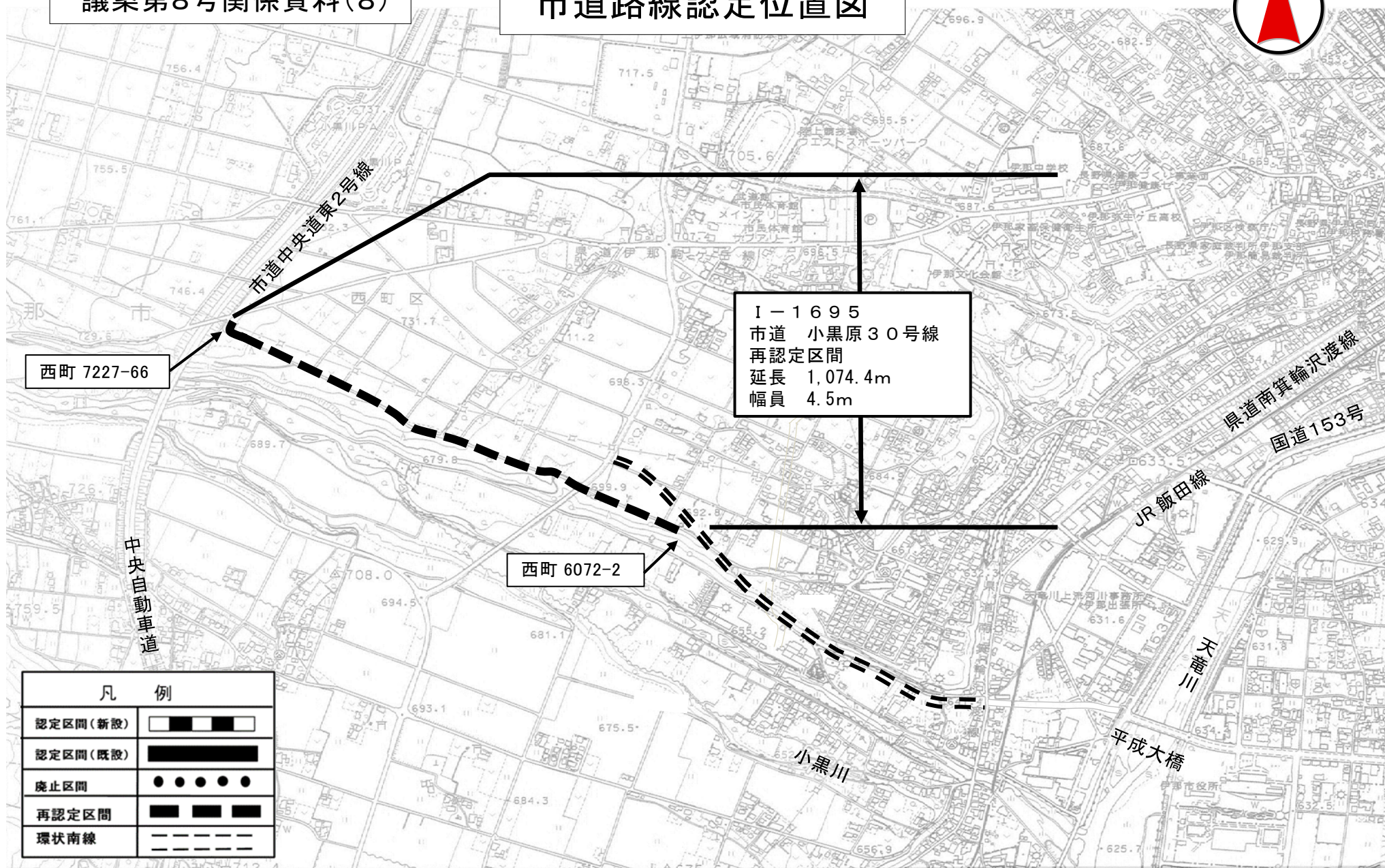
凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	
環状南線	

議案第8号関係資料(7)

市道路線認定位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	
環状南線	



議案第8号関係資料(9)

市道路線認定位置図



竜南保育園

I-1696
市道 小黒原31号線
再認定区間
延長 316.0m
幅員 4.5m

市道小黒原14号線

西町 6505-1

西町 6111-4

市道城南町小黒原線

市道城南町線

小黒川

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	
環状南線	

議案第9号関係資料

1 伊那中央行政組合規約新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
1 略				1 略			
2 衛生センターの経費の負担				2 衛生センターの経費の負担			
市町村名	負 担 割 合			市町村名	負 担 割 合		
	建設費（建設費の償還金を含む。）		運 営 費		建設費（建設費の償還金を含む。）		運 営 費
伊那市	72.31%		在住人口割 50% 利用率 50%	伊那市	66.34%		在住人口割 50% 利用率 50%
箕輪町	18.91%			箕輪町	24.23%		
南箕輪村	8.78%			南箕輪村	9.43%		
3 略				3 略			
備考 略				備考 略			

2 建設費の負担割合の内訳

旧：人口割 3分の1、利用割 3分の2

新：均等割 10分の1、利用割 10分の9

議案第10号関係資料(1)

伊那市国民健康保険税条例改正概要

改 正 事 項			関係条項	施行期日												
国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者及び公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるもの 軽減判定所得 <table><tr><td></td><td>改定前</td><td>改定後</td></tr><tr><td>7割軽減基準額</td><td>基礎控除額<u>33万円</u></td><td>基礎控除額<u>43万円</u> <u>+10万円×(給与・年金所得者の数-1)</u></td></tr><tr><td>5割軽減基準額</td><td>基礎控除額<u>33万円</u> +28.5万円×被保険者数</td><td>基礎控除額<u>43万円</u> +28.5万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与・年金所得者の数-1)</u></td></tr><tr><td>2割軽減基準額</td><td>基礎控除額<u>33万円</u> +52万円×被保険者数</td><td>基礎控除額<u>43万円</u> +52万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与・年金所得者の数-1)</u></td></tr></table>				改定前	改定後	7割軽減基準額	基礎控除額 <u>33万円</u>	基礎控除額 <u>43万円</u> <u>+10万円×(給与・年金所得者の数-1)</u>	5割軽減基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> +28.5万円×被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> +28.5万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与・年金所得者の数-1)</u>	2割軽減基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> +52万円×被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> +52万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与・年金所得者の数-1)</u>	伊那市国民健康保険税条例 第23条	令和3年1月1日
	改定前	改定後														
7割軽減基準額	基礎控除額 <u>33万円</u>	基礎控除額 <u>43万円</u> <u>+10万円×(給与・年金所得者の数-1)</u>														
5割軽減基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> +28.5万円×被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> +28.5万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与・年金所得者の数-1)</u>														
2割軽減基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> +52万円×被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> +52万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与・年金所得者の数-1)</u>														

議案10関係資料(2)

伊那市国民健康保険税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（<u>納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</u> ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（<u>納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない

旧	新
ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略	世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（<u>納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略
附 則	附 則
（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）</u>とする。	（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」</u>とする。

議案第11号関係資料

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(促進区域における課税免除) 第5条 促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、<u>地域未来投資促進法第17条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（<u>地域未来投資促進法第24条</u>の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条で定める対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分限り課税を免除するものとする。	(促進区域における課税免除) 第5条 促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、<u>地域未来投資促進法第18条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（<u>地域未来投資促進法第25条</u>の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条で定める対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）について課する固定資産税は、新たに課することとなった年度から3年度分限り課税を免除するものとする。

議案第12号関係資料(1)

伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
附 則 1～3 略 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>この年中においては</u>、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該年における特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 5 略	附 則 1～3 略 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては</u>、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 5 略

議案第12号関係資料(2)

伊那市道路占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
附 則 1～3 略 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。 5 略	附 則 1～3 略 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。 5 略

議案第12号関係資料(3)

伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
附 則 1～3 略 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。 5 略	附 則 1～3 略 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。 5 略

議案第12号関係資料(4)

伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
附 則 1～3 略 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第14条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、この年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。 5 略	附 則 1～3 略 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第14条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。 5 略

議案第14号関係資料

伊那市農業公園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																
(名称及び位置) 第2条 略 2 みはらしファームに次の施設を設置する。 <table><tr><th>施設区分</th><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">農林漁業体験施設</td><td>略</td><td rowspan="2">伊那市西箕輪3415番地</td></tr><tr><td>竹・わら細工伝承館 竹の家</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 3 略	施設区分	名称	位置	略			農林漁業体験施設	略	伊那市西箕輪3415番地	竹・わら細工伝承館 竹の家	略			(名称及び位置) 第2条 略 2 みはらしファームに次の施設を設置する。 <table><tr><th>施設区分</th><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="3">農林漁業体験施設</td><td>略</td><td rowspan="3">伊那市西箕輪3415番地</td></tr><tr><td>竹・わら細工伝承館 竹の家</td></tr><tr><td>水車小屋</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 3 略	施設区分	名称	位置	略			農林漁業体験施設	略	伊那市西箕輪3415番地	竹・わら細工伝承館 竹の家	水車小屋	略							
施設区分	名称	位置																															
略																																	
農林漁業体験施設	略	伊那市西箕輪3415番地																															
	竹・わら細工伝承館 竹の家																																
略																																	
施設区分	名称	位置																															
略																																	
農林漁業体験施設	略	伊那市西箕輪3415番地																															
	竹・わら細工伝承館 竹の家																																
	水車小屋																																
略																																	
(指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(2) 略 (3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務 <table><tr><th>名称</th><th>業務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>手作りパン工房 麦の家</td><td>(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr><tr><td>ドッグラン</td><td>(1) ドッグランの維持管理及び運営に関すること。</td></tr><tr><td>交流促進施設やってみらっし</td><td>(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。</td></tr><tr><td>バーベキューガーデン</td><td>(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関するこ と。</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	業務	略		手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。			ドッグラン	(1) ドッグランの維持管理及び運営に関すること。	交流促進施設やってみらっし	(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。	バーベキューガーデン	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関するこ と。	略		(指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(2) 略 (3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務 <table><tr><th>名称</th><th>業務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>手作りパン工房 麦の家</td><td>(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。</td></tr><tr><td>水車小屋</td><td>(1) 玄そばの製粉等に関するこ</td></tr><tr><td>ドッグラン</td><td>(1) ドッグランの運営に関すること。</td></tr><tr><td>交流促進施設やってみらっし</td><td>(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の運営に関すること。 (3) お菜洗い場の運営に関すること。</td></tr><tr><td>バーベキューガーデン</td><td>(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	名称	業務	略		手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。	水車小屋	(1) 玄そばの製粉等に関するこ	ドッグラン	(1) ドッグランの運営に関すること。	交流促進施設やってみらっし	(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の運営に関すること。 (3) お菜洗い場の運営に関すること。	バーベキューガーデン	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。	略	
名称	業務																																
略																																	
手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。																																
ドッグラン	(1) ドッグランの維持管理及び運営に関すること。																																
交流促進施設やってみらっし	(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。																																
バーベキューガーデン	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関するこ と。																																
略																																	
名称	業務																																
略																																	
手作りパン工房 麦の家	(1) 略 (2) パンづくり体験に関すること。																																
水車小屋	(1) 玄そばの製粉等に関するこ																																
ドッグラン	(1) ドッグランの運営に関すること。																																
交流促進施設やってみらっし	(1) みはらしファームの総合案内に関すること。 (2) 交流促進施設の運営に関すること。 (3) お菜洗い場の運営に関すること。																																
バーベキューガーデン	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。																																
略																																	

旧	新																											
(4) 略	(4) 略																											
(開業時間及び休業日) 第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>開業時間</th><th>休業日</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>竹・わら細工伝承館 竹の家</td><td>午前10時から午後4時まで</td><td>毎週火・木曜日及び 年末年始</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 2 略	名称	開業時間	休業日	略			竹・わら細工伝承館 竹の家	午前10時から午後4時まで	毎週火・木曜日及び 年末年始	略			(開業時間及び休業日) 第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>開業時間</th><th>休業日</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>竹・わら細工伝承館 竹の家</td><td>午前10時から午後4時まで</td><td>毎週火・木曜日及び 年末年始</td></tr><tr><td>水車小屋</td><td>午前8時30分から午後5時まで</td><td>年末年始</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 2 略	名称	開業時間	休業日	略			竹・わら細工伝承館 竹の家	午前10時から午後4時まで	毎週火・木曜日及び 年末年始	水車小屋	午前8時30分から午後5時まで	年末年始	略		
名称	開業時間	休業日																										
略																												
竹・わら細工伝承館 竹の家	午前10時から午後4時まで	毎週火・木曜日及び 年末年始																										
略																												
名称	開業時間	休業日																										
略																												
竹・わら細工伝承館 竹の家	午前10時から午後4時まで	毎週火・木曜日及び 年末年始																										
水車小屋	午前8時30分から午後5時まで	年末年始																										
略																												
(利用料金) 第10条 <u>ドッグラン</u>及びお菜洗い場の使用者は、<u>ドッグラン</u>及びお菜洗い場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。 2～5 略	(利用料金) 第10条 <u>水車小屋</u>、<u>ドッグラン</u>及びお菜洗い場の使用者は、<u>水車小屋</u>、<u>ドッグラン</u>及びお菜洗い場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。 2～5 略																											
別表（第10条関係） <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>利用料金</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 備考 略	名称	区分	利用料金	略			別表（第10条関係） <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>利用料金</th></tr><tr><td><u>水車小屋</u></td><td><u>玄そば1kg当たり</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 備考 略	名称	区分	利用料金	<u>水車小屋</u>	<u>玄そば1kg当たり</u>	<u>200円</u>	略														
名称	区分	利用料金																										
略																												
名称	区分	利用料金																										
<u>水車小屋</u>	<u>玄そば1kg当たり</u>	<u>200円</u>																										
略																												